

道央廃棄物処理組合証人等に対する実費弁償に関する条例

(平成26年4月11日条例第18号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令の規定に基づき出頭又は参加した証人、関係人等に対して支給する実費弁償に関し必要な事項については、千歳市証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和31年千歳市条例第24号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。